

市環審第2-2号

令和2年4月22日

市川市長 村越 祐民 様

市川市環境審議会

会長職務代理者

副会長 道下 経枝



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響
評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について（答申）

令和2年3月31日付け市川第20200316-0200号で貴職から諮問の
あった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次の
とおり答申する。



市川第20200422-0206号

事業実施区域及びその周辺にあたる市川市の北部は、豊かな自然環境に恵まれ、市民の憩いの場所として親しまれている。また、梨栽培をはじめとした農業が盛んであるとともに、低層の住宅が立地する地域でもある。

そこで、これらの地域特性を踏まえて、事業実施による環境への影響が懸念される事項について、下記のとおり対応を求めます。

記

1. 全般事項

北千葉道路と接続する東京外かく環状道路において、供用後に騒音や振動といった環境に関するものをはじめとする様々な意見が住民から多数寄せられており、本市域における事業実施区域周辺は、環境の保全等に対する住民の関心が非常に高い地域となっていることから、次の2点について検討すること。

(1) 環境保全措置

環境保全措置の実施にあたっては、環境影響評価の結果に加え、事業実施区域周辺における道路交通事情、土地利用、住居の立地状況等を勘案し、具体的な環境保全措置の内容の検討を行うこと。

また、採用する環境保全措置の内容について、その検討経緯を丁寧に地域住民に説明し、理解を求めること。

(2) 事後調査

大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水文環境（地下水）及び地盤への影響について、施工時の監視体制を明らかにするとともに、適切な時期に事後調査を行い、事業実施による実影響を把握したうえで、必要に応じ適切な措置を講じ、結果を公表すること。

また、予測に用いた日交通量の妥当性についても併せて事後調査を行い、結果を公表すること。

なお、事後調査の結果公表に際しては、事前調査や予測・評価結果との比較がしやすいよう、見せ方を考慮すること。

2. 個別事項

(1) 騒音

北千葉道路の一般部と既存道路との接続部、東京外かく環状道路との接続部といった地点については、自動車の走行による周辺環境への影響が大きくなる恐れがあることから、それぞれの地点の状況に応じて適切な措置を講じ、結果を公表すること。

(2) 振動

専用部が地下を通過する区間である予測地点（稲越町及び堀之内／中国分）については、専用部における日交通量の影響も考慮して予測、評価すること。

(3) 水文環境（地下水）

農業用水として地下水を利用している箇所について、営農活動に支障をきたすことが無いよう、工事施工時及び供用後において必要に応じ適切な措置を講じ、結果を公表すること。

3. その他

(1) 大町地区における配慮

専用部が嵩上式で通過する大町地区の周辺は市街化調整区域であり、住居等の建築の際には、周辺環境との調和のため建築物の高さや日影規制に第一種低層住居専用地域と同等の制限を付していることから、当該地区の道路整備や環境保全措置の実施にあたっては、日照や景観といった要素を考慮して、具体的な内容を検討すること。

また、当該地区は梨畑を中心とした優良な農地が広がる地区であることから、事業の実施にあたっては、大気質、水文環境、日照等について、営農環境の維持が図られるよう配慮して、環境保全措置の範囲や内容を検討すること。

(2) 工事計画の策定及び施工

具体的な工事計画の策定及び施工にあたっては、環境への影響を回避・低減するための環境保全措置の実施徹底を図ること。

また、工事車両の走行においては、車両台数の抑制及び平準化等を図り、工事車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めるとともに、近隣住民への安全配慮の観点から、万全な対策を講ずること。